

## 平成28年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成28年(2016年)8月25日(木)

午後2時～午後3時12分

場所 平塚市役所本館7階 710会議室

- 1 出席者 永田会長、縣委員、尾崎委員、小梶委員、堀之内委員、久保田委員、増井委員、松本委員、島崎委員、綾部委員  
以上委員10名  
(欠席者：松井委員、中村委員、南出委員 以上3名)

事務局：高井健康・こども部長、草山課長代理、吉川課長代理、  
守屋主管、塩谷主査、小田島主事

- 2 傍聴者 なし

### 3 開 会

永田会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成28年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

### 4 審 議

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長： 議題(1)「平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を、議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料1「平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込み」を説明させていただきます。

1 ページ目の平成27年度決算の概要です。歳入は、歳入総計は332億5,180万223円、一方、歳出総計は329億7,919万8,623円、歳入総計から歳出総計を差し引いた歳入歳出差引額は2億7,260万1,600円で、形式収支は黒字となっています。

前年度の決算と比べますと、歳入は46億2,688万1,453円、16.2%増加、歳出は49億5,479万2,966円で17.7%の増加といずれも大幅な増となりました。

歳入歳出の「収支差引額」2億7,260万1,600円は次年度の28年度への繰越額となります。前年度の決算と比べますと、3億2,791万1,513円の減額で、前年度の54.6%の減少になります。

平成27年度決算の特徴として3点上げさせていただきます。

一つ目は、歳入・歳出とも総計が 300 億円を初めて超えまして、決算ベースで、過去最大規模となりました。長期的な傾向として、過去 20 年間の推移をグラフでお伝えしたいと思います。2 ページの「過去 20 年間の歳入の推移」のグラフを御覧ください。こちらは 20 年間の主な歳入科目の額に基づいた折れ線グラフとなっています。御注意いただきたいのは、平成 19 年度から 20 年度にかけてでして、平成 20 年度の後期高齢者医療制度の開始に伴い、前期高齢者交付金が創設され、いろいろ変化がありました。

総計は、ほぼ毎年、増加を続けています。20 年前の平成 8 年度決算と比較してみますと、平成 8 年決算の歳入総計は約 128 億円でしたから、この 20 年間で約 2.6 倍、金額にしますと約 204 億円増えたこととなります。また、各科目については全て 100 億円以下で、金額の大幅な偏りはあまりないことが分かります。

続いて、2 ページ下側の「過去 20 年間の歳入の割合の推移」のグラフを御覧ください。こちらは、総計を 100% としたとき、総計全体に対する各科目の割合の変化がどうであるか、を示したグラフになっています。目立つのは国民健康保険税と国庫支出金が長期的には減少傾向が続いていることで、国民健康保険税は平成 8 年度の 39.8% から 18.6% へと半分以下に減っていますし、国庫支出金は 29.1% から 17.7% へとこれも半分近くに減っています。国民健康保険税と国庫支出金の占める割合が、この 20 年間のピークとなりました平成 10 年度決算では両方合わせて 71.9% ありましたが、平成 27 年度決算では 36.3% まで減少しています。

続きまして、歳出ですが、3 ページの「過去 20 年間の歳出の推移」のグラフを御覧ください。こちらは 20 年間の主な歳出の科目の額に基づいた折れ線グラフとなっています。総計はほぼ毎年、増加を続けてきています。20 年前の平成 8 年度決算と比較してみますが、平成 8 年決算の歳出総計は約 123 億円であり、20 年間で約 2.7 倍、金額にしますと約 207 億円増えたこととなります。

歳出で目立つのは、保険給付費が他の科目と比べて際立って多く、また増加傾向が長期間、続いている点です。保険給付費は平成 8 年度決算では約 89 億円、これに対して、平成 27 年度決算では約 198 億円になっており、20 年間で約 2.2 倍、約 109 億円増えています。

続いて、「過去 20 年間の歳出の割合の推移」のグラフを御覧ください。歳入のグラフと同様に、総計を 100% としたとき、総計全体に対する各科目の割合の変化を示したグラフになっています。

歳出の場合は、保険給付費が総計の 7 割前後を占めつつも、やや減少傾向にあることが見て取れます。平成 8 年度では 72.5% ありましたが、平成 27 年度には 60.0% に下がっています。一方で、共同事業拠出金が徐々に増えている傾向が見て取れると思います。

このように、保険給付費が増える一方で、保険税が伸びずに、国などの財政負担が増えていったことが、30 年度から予定されている国保制度改革につながったと考えられます。

1 ページに戻りまして、平成 27 年度決算の特徴の続き、2 つ目の特徴です。保険財政共同安定化事業の関係費用の大幅増があります。事業対象がすべての医療費

に拡大されたため、歳入・歳出とも関係の費用が約 41 億円余り増えています。

保険財政共同安定化事業とは、都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業です。これにより、市町村国保の財政の安定化、毎年の医療費の変動による影響の緩和、保険税の平準化を図ります。

市町村国保の都道府県単位の保険財政共同安定化事業について、平成 26 年度までは一般被保険者のレセプト 1 件 30 万円を超える医療費が対象でしたが、平成 27 年度から 1 円以上のすべての医療費を対象に再保険することとなりました。

続いて、3つ目の特徴ですが、低所得者数に応じて、保険者へ財政支援するとして、繰入金の一部である保険基盤安定繰入金が増加しました。保険税軽減分と保険者支援分で 13 億 3,000 万円の繰入がありました。

「保険基盤安定繰入金」には保険税軽減分と保険者支援分の 2 種類があります。保険税軽減分は、保険税負担の緩和を図るため、一定以下の所得世帯に対して、保険税の応益割について 7 割・5 割・2 割の軽減をしており、この軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国保特別会計へ繰入れていますが、その繰入れ額の 4 分の 3 を県が、4 分の 1 を市が負担しています。

また、保険者支援分は、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、政令の定めるところにより一般会計から国保特別会計へ所得の少ない者の数に応じて繰入れた金額の 2 分の 1 に相当する額を国が、4 分の 1 に相当する額を県と市が負担しています。

平成 27 年度から、保険料の軽減を行っている低所得者への財政支援として、国民健康保険への国の財政支援が 1,700 億円、拡充され、2,640 億円となりました。国から保険者、各市町村への財政支援の対象に、2 割が新たに加えられたほか、7 割・5 割の対象者数に応じた財政支援の補助が引き上げられました。

この結果、歳入の「保険基盤安定繰入金」は、保険税軽減分と保険者支援分で 13 億 2,958 万円余の繰入れとなっていますが、このうち、2 億 3,617 万円余を国から、7 億 6,101 万円余を県からいただいております、市の負担は 3 億 3,239 万円余となっております。

それでは平成 27 年度の決算内容の詳細に入ります。A 3 判の「平成 27 年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算総括表」で御説明します。4 ページは、予算額と決算額の比較、5 ページは平成 27 年度決算と平成 26 年度決算を比較しております。前年度との比較が多くありますので、5 ページの総括表で各科目の決算状況を説明させていただきます。表の左側が歳入、右側が歳出です。

各表の右端は、二つの年度の比較、つまり差額の金額で、カッコ内は前年度比となっております。

最上段の「国民健康保険税」ですが、収入済額は 61 億 9,324 万円余、前年度の 96.9%となりました。現年課税分が若干減少している一方で、滞納繰越分が増加しました。

次に、「国庫支出金」は、58 億 7,779 万円余、前年度の 105.4%となりました。内訳ですが、保険者が健全な財政運営を行えるよう、国が一般被保険者の医療給付

費や、介護納付金などの一部を負担する「療養給付費等負担金」が49億5,507万円余となっています。「高額医療費共同事業負担金」で1億5,330万円余となっています。この負担金は、国民健康保険団体連合会を実施主体として行われている高額な医療費に対する再保険事業である「高額医療費共同事業」の保険者拠出金の4分の1に相当する額を平成15年度から国及び県がそれぞれ負担することになっています。

国民健康保険の財政調整を図るため、一般被保険者の医療費等の一部を国が交付する「財政調整交付金」が7億2,661万円余となっています。

この他に、東日本大震災に起因する国民健康保険税及び一部負担金等の減免・免除額の10分の8が災害臨時特例補助金として5万5千円の交付を受けております。

次に、「療養給付費等交付金」ですが、これは退職被保険者等の医療給付費等に対して、退職者医療制度により社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、8億9,057万円余で、前年度の79.7%となりました。

続く「前期高齢者交付金」は、平成20年度に創設され、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間の財政調整を行う交付金です。76億8,696万円余、前年度の102.1%となりました。

「県支出金」は15億5,172万円余、前年度の100.8%となりました。内訳ですが「高額医療費共同事業負担金」は、国庫支出金で説明しました「高額医療費共同事業」の県負担分で、保険者拠出金の4分の1相当額、1億5,330万円余の交付を受けました。特定健診等負担金は3,333万円余、県財政調整交付金は13億6,507万円余の交付を受けました。

続いて、「共同事業交付金」を御覧ください。「共同事業交付金」は、69億8,950万円余で、前年度の248.6%となっています。特徴の説明でも述べましたが、「保険財政共同安定化事業交付金」は、63億3,989万円余、前年度の284.6%の交付を受けました。

「繰入金」は市の一般会計からの繰入りで、34億1,164万円余、前年度の118.9%となりました。

「保険基盤安定繰入金」「職員給与費等繰入金」「出産育児一時金等繰入金」「国保財政安定化支援事業繰入金」の義務的経費である法定繰入金と、「その他一般会計繰入金」の財政援助費である法定外繰入金に分けられます。

義務的経費の法定繰入金につきましては、合わせて18億4,164万円、前年度より3億7,292万円増となりました。「保険基盤安定繰入金」については、特徴3で説明させていただきました。

また、財政援助費である法定外繰入金の「その他一般会計繰入金」は15億7,000万円余で、26年度決算額の14億円から1億7,000万円増の前年度の112.1%となりました。

次に、「繰越金」は前年度からの繰越金で、6億51万円余となりました。総括表の説明につきましては、以上です。さらに、25年度決算との比較や、各科目の割合などについては、次のページの6ページの「3歳入の科目別内訳」を御参照ください。

続いて、7ページの4「歳入に占める主たる科目の割合」を御覧ください。先ほど過去20年間の歳入の科目の割合の大きな変化を紹介しましたが、ここでは平成27年度の特徴を中心に説明します。

上の表は通常の科目の順に並べたものですが、今回は、下側の表で御説明します。この表は27年度決算の歳入の割合の高い順に、上の表と同じ内容を並びかえたもので、数値は同じです。もっとも多かったのは前期高齢者交付金が23.1%、続いて共同事業交付金が21.0%、国民健康保険税が18.6%、国庫支出金が18.4%を占めており、これで全体のほぼ80%となります。変化としましては、特徴で説明しましたとおり、共同事業交付金の急増を受けて、国民健康保険税が全体の2割を下回るようになり、順位でも3番目になりました。さらに、財政的援助費と義務的経費の2つの繰入金、県支出金を併せると、全体のほぼ95%になります。

一番下のグラフでは、赤の共同事業交付金が27年度に大きく増加している点に注目していただきたいと思います。

以上が歳入の科目別の概要説明となります。

続いて、世帯数と被保険者数についてですが、8ページの「5 国保被保険者数」を御覧ください。平成27年度の年度平均数であります。表の2列目右端、国保加入世帯数は42,593世帯となり、平塚市全体の世帯数に占める割合は37.8%となっています。世帯数については、27年度は世帯数も713世帯減少しています。世帯数は、平成20年度に75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したために大幅に減少しました。その後、核家族化による世帯分離などで若干、増えていましたが、最近は減少傾向にあります。

被保険者数は71,832人となり、人口に占める割合は27.9%となっています。被保険者数については、中段のグラフ「被保険者数の推移」が示す通り、20年度の医療制度改革以降23年度までは、世帯数及び被保険者数ともほぼ横ばいでしたが、24年度、25年度は2年続けて前年度と比べ1,000人弱ほど減少、26年度は1,800人になり、27年度は前年度と比べ2,494人減少しています。これは、「景気回復で、被用者保険に移行した若年層が増えた」ことが最大の要因とみられています。

次に、表の下半分、被保険者数の内訳を見ますが、平成27年度は、一般被保険者数は69,926人で、被保険者全体に対する構成比は97.3%、また、退職被保険者及びその被扶養者の数は1,906人で、被保険者全体に対する構成比は2.7%でした。前年度に比べ一般被保険者数は1,568人、退職被保険者及びその被扶養者の数も926人の減少になっております。

なお、老人保健法による医療受給者数は、後期高齢者医療制度に移行したため、平成20年度以降は記載なしとなっています。

続きまして、下段にあります「介護保険第2号被保険者数」の表を御覧ください。27年度の対象者は23,647人で、国保被保険者に占める割合は32.9%でした。前年度と比べ対象者数が1,389人、率で5.6%減少しました。介護保険第2号被保険者は、増減の変化が年により大きく、24年度は3,000人ほど減少しましたが、25年度は前年度と比べ対象者数が1,250人ほど増加、その後は1,000人以上の減少が続いています。

次に、9ページの「6 国民健康保険税 年度別収納率の推移」を御覧ください。

平成27年度の国民健康保険税の現年課税分の収納率については89.07%で、前年度に比べ0.36%上がりました。

また、滞納繰越分の収納率については12.09%で、前年度と比べ2.22%上がりました。この結果、現年課税分と滞納繰越分を併せた全体の収納率は64.53%で、前年度と比べ0.21%上がっております。

次に、歳出の決算見込について説明に入らせていただきます。

戻りまして、5ページの平成27年度決算と平成26年度決算を比較している決算総括表を御覧ください。

右側の歳出の最上段にあります「総務費」は3億5,041万円余で、前年度の119.3%となりました。内訳は3つに分かれています。「総務管理費」は、国民健康保険事務に携わる職員の給与やレセプト点検専門嘱託員2名分の賃金のほか、診療報酬明細書の共同電算処理に係る手数料などの物件費で、神奈川県国民健康保険団体連合会負担金等に充てられます。「徴税费」としては保険税を徴収するための嘱託員など12名分の賃金や国民健康保険税システム保守、改修経費等の費用ですが、27年度は被保険者証の一斉更新があり、増加しました。「運営協議会費」は本協議会の関連費用となっております。

「保険給付費」は全体で197億7,238万円余で、前年度の104.3%です。その内訳をみますと、まず「療養諸費」の「一般被保険者療養給付費」及び「退職被保険者等療養給付費」については、国保加入者が医療機関に受診した費用の保険者負担分です。

「一般被保険者療養費」及び「退職被保険者等療養費」は、やむを得ない事情により被保険者証を持参しなかったため、自費で本人が支払った後に申請により保険者負担分が払い戻される場合や、柔道整復師等による施術費用等の保険者負担分です。

「審査支払手数料」は、神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている診療報酬明細書等の審査と、各医療機関等への支払事務に係る手数料であり、3,485万円余、前年度の96.1%となりました。

次に、「高額療養費」は、被保険者の療養に要した費用が高額であるときに、一部負担金の自己負担限度額を超える額を給付するものです。

「高額介護合算療養費」は、「一般被保険者高額介護合算療養費」が52万円余、「退職被保険者等高額介護合算療養費」はありませんでした。

「移送費」は11万円余でした。

「出産育児諸費」は、「出産育児一時金」と神奈川県国民健康保険団体連合会への出産育児一時金直接払いの事務手数料になります。「葬祭諸費」は、被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対し、葬祭費として5万円を支給するものです。出産育児一時金と葬祭費の件数などは後ほど、説明します。

続いて、「後期高齢者支援金等」は39億6,280万円余、前年度の99.3%となりました。この内訳は、社会保険診療報酬支払基金に納付する「後期高齢者支援金」

の 39 億 6,254 万円余と、「後期高齢者関係事務費拠出金」の 26 万円余です。

「前期高齢者納付金等」は 271 万円余、前年度の 86.9%となりました。歳入にある「前期高齢者交付金」の原資となります。

次に、「老人保健拠出金」は 13 万 5 千円余、前年度の 100.0%となりました。この内訳は、老人保健法が平成 20 年 3 月で廃止されたため、それまで同法の対象者だった者への医療費分の精算のための「老人保健医療費拠出金」と、社会保険診療報酬支払基金が行う事務処理に要する費用に対する「老人保健事務費拠出金」です。

「介護納付金」は、平塚市国民健康保険に加入している介護保険第 2 号被保険者に係る介護納入金で、「老人保健拠出金」と同じように概算で納付額を決定し、2 年後に精算するものです。27 年度は 13 億 6,484 万円余、前年度の 87.0%となりました。

「共同事業拠出金」は 68 億 8,944 万円余、前年度の 251.7%となりました。歳入の「高額医療費共同事業交付金」の原資となるものです。

続きまして、「保健事業費」になります。全体では 2 億 2,673 万円余、前年度の 105.0%となりました。「保健事業費」と「特定健康診査等事業費」に分かれます。

「保健事業費」は、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知などを行う「保健普及事業」と、国保の直営診療施設である市民病院に対して交付される特別調整交付金を、病院事業会計へ支出するための「病院事業費」があります。「特定健康診査等事業費」は生活習慣病の発症及び重症化の予防のため、平成 20 年度から実施しております特定健康診査・特定保健指導等に要する費用になります。特定健康診査の実施状況についてはのちほど説明します。

続いて、「諸支出金」は 4 億 972 万円余りで、還付金・返還金などがあります。26 年度の療養給付費等交付金が概算払いで多く支払われたため、その返還に充てた療養給付費等交付金返還金として 1 億 9,944 万円あまりなどがありました。

10 ページの「7 歳出の科目別内訳」を御覧ください。25 年度決算との比較や、各科目の割合などはこちらを参照してください。

続いて 11 ページの「8 歳出に占める主たる科目の割合」を御覧ください。

上から多い順に並んでいますが、保険給付費が支出全体の 60.0%、共同事業拠出金が 20.9%も後期高齢者支援金等が 12.0%、と続き、この 3 つで 90%以上を占めています。下のグラフでも分かりますように、27 年度は、共同事業関係の科目である「共同事業拠出金」の伸びが目立つ一方、保険給付費の占める割合が大きく下がったことが分かります。

続いて、12 ページの「9 その他の給付」は出産育児一時金と葬祭費の詳細です。まず、出産育児一時金は、平成 27 年度は 275 件、1 億 1,579 万円余となりました。件数につきましては、徐々に減っている状況が続いています。続いて、葬祭費ですが、平成 27 年度は 427 件、2,135 万円となりました。こちらは横ばいが続いています。

13 ページの「10 特定健康診査・特定保健指導」についてですが、こちらは、平成 20 年度から実施されました、従来の基本健診から、いわゆる内臓脂肪型肥満

に着目した健診・保健指導になりました。

表の上から4段目、特定健康診査の受診率を御覧ください。26年度は2.1%増えて31.7%、27年度はまだ確定はしておりませんが、1.3%増えて33.0%となる予定です。25年度から29年度までの第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画では、これまでの平塚市の実績から特定健康診査の目標値を設定し、26年度29%、27年度31%としました。26年度の受診率と27年度の受診率の見込みは目標値を上回っております。

また、受診率向上のための取組として、「自己負担額を500円に変更」、「親しみやすいイメージを持ってもらえるよう、健診の愛称を「こくほの健診」に」するなどしました。

最後に、「11 平塚市国民健康保険療養給付費等支払い準備基金内訳」です。平成27年度末の基金残高は3,920,453円となっております。歳出全体と比べてみますと、とても少なく0.01%、歳出のうちの保険給付費と比べると0.02%に当たります。

これで、議題(1)の「平成27年度 平塚市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算見込み」の説明を終わりにさせていただきます。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

委 員 : 歳入・歳出の決算ということで説明があつて、300億の予算・決算になっていて、特に保険給付が大きな数字が出ているのですが、その場合、保険療養給付金の基金、これは非常に少ないようですが、この辺りはどういう形で390万という数字を上げているのか、説明をお願いします。

事務局 : まずこの金額ですが、ここ何年も一般会計から繰り入れているということで、国保会計に余裕が無いために基金に対して積み立てができないという状況が続いているのが正直なところですよ。18年から27年の10年間でほとんど動いていないような状況です。利息分を積み増ししているのがせいぜいで、新たには積み増ししていません。今この辺りを30年の制度改革に関わるため調べているのですが、平成のはじめくらいは数億円程度の基金はあったようですが、バブル期にそれを一気に取り壊してしましまして、ほぼ今の額になってしまい、それがずっと続いている状態になっています。国保というのは本来、特別会計といって一般会計の市の財政から独立しなければいけないものですから、給付が増えたり減ったりするのに合わせて、この基金を取り崩したり積立てたりするのが本来の運用なのですが、それが平塚市はできていないという状況です。30年度になりますと、財政の責任については県が入ってきまして、県内市町村と県が一体となって運営することになります。この時に財政安定化基金という県を軸にした、県内全部の基金というのを作りまして、保険療養給付費の増減に対応するための大きなまとまりができることになっています。そちらの方から今度は平塚市の国保はお金を借り入れたりして、対応して

いくこととなります。最初の年に何かインフルエンザなどで大きな出費がある場合は、こちらの県の安定化基金の方から借りていくという形になっていきます。そうすると、もう一つ、来年度の課題になると思いますが、そういう風に医療費について、担保してくれる基金ができるのであれば、この390万円くらいの基金では元々足りないので、基金はどうすれば良いかというのを検討していくことになると思います。方向性としまして、厚労省の方からこの支払準備基金については、療養費については県も持つことはありますが、その他の療養費以外の支給については、柔軟性があって保険財政の安定化に貢献するものであるから、残して欲しいというような通知が来ています。平塚市の財政当局とも相談しまして、国の方向を見て、残せるものなら残していくことになると思います。来年度の運協で条例に関わる内容になりますから、お諮りする可能性はある内容だと思っております。

以上です。

委員：家で見ていて、一般会計から15億7,000万、すごいなと思ひまして、来年度に向けて県の方に基金を作ったとしても一般会計からこの15億を入れない限り、平塚市の国保財政は赤字という考え方でよろしいですか。

事務局：来年は29年度で、もう1年あるのでおそらく27年度、28年度と同じように一般会計からの繰入金を中心にした運営会計処理にならざるを得ないと思います。30年度になりますと、その前にずっと下がってきている保険税の率のことを話しましたが、保険なものですから、一般会計からお金を繰入れてもらうのではなく、保険者同士でもう少し負担をしたほうが良いのではないかというのが元々の話で、県が財政基盤として取り立てられた経緯がありますから、まずは県が入ってきて、県の方から保険税はこれくらいでどうですかというのが、来年度から示されるようになります。これについて会合がありまして、そちらに出席している関係で課長が出られなかったわけですが、この額に対して平塚市がその額のままで行くのか、あるいは一般会計の繰入金を今以上に上げて調整するのかというのが来年度の方向になると思います。標準税率をどう出すかという話が、今日方向性が見られるかもという段階ですので、増えるかどうかというのはわからないのですが、その標準税率が出ることによって、全体の負担が分かるようになり、その上で市の繰入金が減るとか増えるとかいう話になると思います。ただ、国全体の国保制度改革ですから、今以上に繰入金が増えるという方向はちょっと難しいのかもしれないなと思っております。ただ、15億もいきなり歳入から減ってしまいますと、国保会計も回らないわけですし、医療費もこの2年間、3年間で数億単位で伸びてくることは間違いないと思っておりますので、保険税を急激に上げないような措置というのは国も考えておりますし、市としてもまた考えなければいけないということで、その辺りを調整しながら、30年度に向けて、基金のあり方を含めて調整していくと思います。

委員：来年度、再来年度に向けて、この運協の新たな課題ということですね。ありがとうございます。

会 長 : ほかに御意見等ございますか。

委 員 : 今御説明頂きまして、低所得者数に応じた保険者への財政支援で保険基盤安定繰入金が増加して 13 億円の繰入になったということですが、国の方で 1,700 億円全国に出して、その中で平塚市のところに入ってきた金額だと思うのですが、これはどのようにして使われたのか、それぞれの項目でこれだけ増えたということが分かったら教えていただきたいと思います。

事務局 : 主に医療費に充てられる形になります。保険給付費の療養諸費には 6 億 4,727 万 8,260 円が充てられています。後期高齢者支援金ですけれども、これは 1 億 4,912 万 325 円です。介護納付金がありまして、6,084 万 660 円。以上が保険税軽減分の基盤安定額です。同じく、保険者支援分も同じようなところに入っていていいまして、保険給付費が 3 億 5,693 万 3,412 円、後期高齢者支援金が 8,258 万 2,235 円、介護納付金が 3,282 万 5,387 円になります。3つのところに入れています。

委 員 : そうしますと、この金額が入るから昨年のに値上げをしなくて良いのではないかとということもお話しさせていただいたのですが、今回 2 億数千万円の黒字だったということなんですけれども、今基金の問題も出ましたけれども、その繰入れたものは市からも入ったものであって、お金を出してもらっていてそれをため込むのはおかしいよという理屈であるわけなんですけれども、よその自治体ではそれはせつかくいただいたものだから保険の方でしっかりためておいて、値上げをしなければならぬときや不足の時には充てようという自治体もあるわけですが、今回は予算としては 18 億一般会計予定していたけれども、15 億に引き下げたと、これでも本当に高い金額でもありますけれども、滞納という問題がずっと付きまとってきているので、高すぎて払えない国保ということで、派遣員の方をお願いをして、嘱託の方を増やして滞納処理をしているということなので、高すぎる国保に対しての改善策ができなかったのかお聞きしたいと思います。

事務局 : まず、27年度につきましては先ほど形式収支は 2 億 7,260 万円で黒字と言いましたが、これは一般会計からの 15 億があつてこそで、保険財政だけで見るとやはり 13 億円赤字だったというところからです。ですから、かなり厳しい状況でありまして、今回これだけ今のように保険税軽減分と保険者支援分合わせて、国・県から含めて 13 億円ほどできたのですが、それがあつてもなおかつこれだけ市の一般会計からの支援が無ければならないという状況で、厳しいということには変わりはないと思います。28年度につきましては、さらに収納に対しての努力は続けていきますし、また、保険給付については保健事業で高いお金がかかるような糖尿病などを中心的に指導しまして、高額な医療にかからないような取り組みも進めていますし、それから事務経費などについても見直しを進めています。それにもかかわらず、6割以上を占める医療費の方で 8 億とかですね、これだけ増えてしまうと、厳しいかなと思います。現段階では 29年度についての保険税の見直しというのは検討し

ていませんので、29年度は同じような状況で行くつもりです。30年度については、やはり制度が変わりますので、その時に県がどのように判断してくるか、またその時に市として支援をどこまでやるのか、国の狙いがやはり一般会計からの繰り出しではなくて保険として独立してほしいというのが今回の制度改革の大きな目玉となっていますので、その辺のバランスを取りながら行くことになると思います。もちろん、30年度から制度が変わるからと言って突然保険税を上げるとかは考えておりませんので、国の方でも5年程度の経過措置を設けてその移行分の保険税として不足の分について基金を考えると、そういう対策を検討しております。そういうところを乗り越えながら、一方では医療費の削減を図りながら、長い目でバランスを取っていくしかないのかなというのが今の考え方です。

委員： 国の方が一般会計からの繰り出しではなく、それぞれが独立した運営ができるようにということになりますと、この国民健康保険のそもそもの始まりが、国が半分出すということから始まっていて、それが半分出せなく、4分の1くらいにとどまっていて、それぞれの自治体で行政ごとにちゃんと上手くやりなさいというのが、非常に厳しい話なんだと思って、そのためには色んなところからお金を繰り出していかなければならないのだろうと思うのですが、この共同事業拠出金ということでは平塚市は県から入ってきた額とほぼ同じ額がまた事業の中で出ていっているわけですが、これはそれぞれのところで集めた金額をこうしてプールして使っているということですが、これに対しては平塚市はどれくらいの金額を市として出しているのでしょうか。

事務局： 4ページの総括表を御覧ください。左側の歳入ですが、入ってくる方が共同事業交付金という名前になっております。これが決算額でいうと69億8,950万129円だったと。歳出につきましては、右側の7番、共同事業拠出金という形になりまして、68億8,944万5608円となります。差引が大体1億円になりまして、平塚市にとっては歳出の方が少なく黒字という状況になっています。

委員： いまひとつわかりにくいのですが、この数字が出てきたことによって300億円と大きく膨らんだわけですが、このお金が40億から入ったからといって、平塚市の国保運営が良くなったわけでも、市民の方々の負担が減ったというわけでもない、この金額の上乗せになったものは一体どのように評価したらよいのでしょうか。

事務局： 要するに再保険なんですね。保険者間同士でお金を出し合って、多くの病気で被保険者がたくさん来てしまっただけで、グンと増えたりする。平塚の数ほど被保険者がいればよいのですが、村ですとか町ですとか、被保険者が2,000人以下のところは全国で結構出てきています。そういうところで最近話題になっております、C型肝炎の薬ですと、お一人かかるだけで600万とか、薬だけですぐに出してしまいますので、そういう数億円単位の細かい資金がある中で、簡単に2,000万、3,000万増えてしまうと、そういうところがお金がショートしてしまう。そういう時に、県全

体で、大きい自治体と小さい自治体が合わさってカバーし合えば、そういう少ないところで一時的に多いところもこの共同事業で救われるということになります。そうすると、小さい村の人たちが急に保険料を翌年大きく払わなくても、神奈川県全体の数でカバーして薄め合うことによって、長い目で見ると全体が安定した運営で助かるという形です。ですから、平塚市くらい人数がいて、予算規模が300億もありますと、全国的にもまあまあ大きくなっておりまして、簡単に影響はないのですけれども、むしろ財政基盤が弱いような国保を救うところが主だと思っています。神奈川県内だと、村とか町がありますので、年度によって療養給付費が動いているところがありますので、そういう自治体を助けるためのものだと思います。そこにいる方が、保険料が安定するというメリットがあります。平塚だけを言われますと、直接的に大きな影響はないとは言えないです。

会 長 : それでは御意見等も大体出てまいりましたので、議題(1)「平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」は、終わらせていただきます。

次に、議題(2)「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 事務局としましては議案はありませんが、委員の皆様の任期が、平成28年12月31日をもって満了となります。現段階では、年内にお諮りする議案の見込みはありませんので、特に大きな動きがなければ、この顔ぶれで開くのは今回で最後と考えております。

これに伴いまして、委員の方の交代に向けた準備に入ります。まず、被保険者を代表する委員4名の方につきましては、広報ひらつか10月第3金曜日号で委員の募集を行う予定です。併せて、ホームページで周知するとともに、中央公民館及び各地区公民館に、委員募集のポスターの掲示を行います。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員4名の方、公益を代表する委員4名の方、被用者保険等保険者を代表する委員1名の方につきましては、11月上旬に各選出母体に委員の推薦依頼を行う予定です。推薦書につきましては、12月の中旬頃までに提出していただくようになりますので、よろしく願いいたします。

新委員の任期につきましては、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間となります。30年度の国保改革を取り組んでいただくことになると考えております。

1回目の運営協議会は平成29年1月26日の木曜日、午後2時から、委嘱式を含めまして、ここ市役所本館710号室で開く予定です。

そのほかは、事務局としてはございません。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

《特に委員からの質問等なし》

ほかに御意見等もないようですので、議題（２）「その他」は、終わらせていただきます。

用意された議題は一応終了しましたが、そのほかに委員の皆様から御意見があればお伺いしたいと思います。

《特に委員からの意見等なし》

会 長 : そのほかにございせんか。

特に無いようでございますので、これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。